

放課後等デイサービス テラス西蒲田 身体拘束防止委員会

【委員会の目的】

身体拘束防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、身体拘束防止に向けての現状把握及び改善についての検討、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、身体拘束を実施した場合の解除の検討、身体拘束防止に関する職員全体への指導を怠らぬよう、定期的にまたは適時委員会を開催し、身体拘束防止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行うことを目的とする。

【委員会の選出】

第一条 委員は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、藤 義久とする。
- 2) 委員には、児童発達支援管理責任者、苦情解決責任者を加える。
- 3) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

【委員会の開催】

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

【委員会の実施】

第4条 委員会は次の通り実施する。

- 1) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 2) 身体拘束防止に向けての基本方針を確認・周知する。
- 3) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応を確認・周知する。
- 4) 日程の調整を行い、身体拘束防止にかかる研修を年1回以上行うこととする。
- 5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

【委員会の責務】

第5条

- 1) 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束防止意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない施設環境づくりを目指さなければ

ならない。

- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束に繋がるような支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、利用者の身体拘束の慮のある事案や支援等に問題がある場合は、身体拘束防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

「テラス児童デイサービス西蒲田 身体拘束防止委員会」

（委員長）	施設長	藤 義久
（委員）	児童発達支援管理責任者	星 弘美
（委員）	児童指導員	陳 文彬
（委員）	児童指導員	戸村 幹
（委員）	児童指導員	滋野 愁唯
（委員）	苦情解決責任者	藤 義久